

論文

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか

中山和彦

Can 「special subject morals」 cultivate children's and student's effective morality in life?

NAKAYAMA Kazuhiko

はじめに

文部科学省においては、平成27年3月に、学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正等を行った。

本改正では、従前、教科外として位置付けられてきた「道徳の時間」が、「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」とする）として新たに位置付けられた。これは、「道徳の時間」が教育課程に位置付けられて以来、60年ぶりの大改革である。

従前の「道徳の時間」の実施状況については、文部科学省が全国すべての小・中学校を対象に、ほぼ5年ごとに実施している「道徳教育推進状況調査」である程度は把握できるが、学校経営及び運営的な視点での設問が多く、教師個々の道徳の時間に関しての意識まで把握することは難しい。

また、道徳教育実施状況に関する他の全国的調査はきわめて少ないのが現状である。そこで、本稿では、「道徳教育に関する小中学校の教員を対象とした調査—道徳の時間への取組を中心として—(結果報告書) (平成24年2月東京学芸大学「総合的道徳教育プログラム」推進本部) (以下、「結果報告書」) 及び「道徳科」設置に向けての国の動向や経緯を基にしなが、本稿のテーマ(問い)について自身の主張を明確にするとともに、その論証を行う。その際、「道徳科」設置に向けての「道徳教育の充実に関する懇談会」の検討過程や中央教育審議会の答申を支持し、筆者の本稿における主張について結論づける根拠の重要な柱とする。

まず、本稿のテーマ(問い)に対する筆者の主張は、「道徳科」は児童生徒の生活や人生において生きて働く道徳性育成を可能にするということである。この主張を次のように論証していく。

はじめに、昭和33年に「道徳の時間」が設置されて以来のさまざまな問題について「結果報告書」や関係する文献を基にまとめるとともに、「道徳の時間」の指導法改善に係る議論について簡潔に述べていくことにより、「道徳科」設置に至る根拠を明確にする(第Ⅰ節)。次に、「道徳科」設置の経緯と概要について簡潔に整理する。「道徳科」設置に向けての「道徳教育の充実に関する懇談会(報告)」(以下、「懇談会報告」)中央教育審議会答申(以下、「中教審答申」)、それを受けての文部科学省による学習指導要領等一部改正という、「道徳科」設置に向けての一連の議論を支持することで、本稿テーマである「道徳科」が児童・生徒に生きて働く道徳性を育成できるという立場で論証していく(第Ⅱ節)。最後に、道徳教育の要としての「道徳科」が児童・生徒の人生や生活に生きて働く道徳性を育成することにより、「道徳科」で目指す「資質・能力」の基盤についてまとめ、「道徳科」の実効性について考察するとともに、本稿のテーマと直接的・間接的に関連する二点について言及する。一つ目は「道徳教育と教師について」、学校における道徳教育で決定的に重要な役割を果たす教師のあり方について論じる。二つ目は「大学における教職科目『道徳教育』

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするかの充実について、「道徳教育の理論と方法」を担当している筆者の立場から、この点に関する「懇談会報告」内容を支持する立場で提言を行う（第Ⅲ節）。

なお、本テーマにおける「道徳性」の概念定義を確認しておく。小・中学校『学習指導要領解説道徳編』（平成20年8月文部科学省）16頁より引用する。

道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。

また、「道徳性」の構成要素（諸様相）についても説明されている。「道徳的心情、判断力、実践意欲と態度」のほかに、「道徳的行為」や「道徳的習慣」を含むと解されている。その意味で「道徳性」は、単に内面的資質ではなく、外面的に現れる資質・能力をも意味している。本稿においては、この定義を基にして論証していく。

I 「道徳の時間」の指導法についての経緯と議論

従前の「道徳の時間」が、教科外として教育課程に位置づけられたのが昭和33年である。それ以来60年、「道徳の時間」が歩んだ歴史的経緯は、決して安定したものではなかった。

柳沼良太が、自身の著書で述べているところを引用する。^{*1}

まず、「道徳の時間」特設に反対する左派勢力と対抗するために、道徳授業の正当性を理論的に解説する必要があった。「道徳の時間」が戦前の修身科の授業とは根本的に異なること、道徳教育全体を「補充・深化・統合」するのが道徳授業であること、道徳教育と道徳授業は相互に補完的な関係にあることが強調された。／次に、「道徳の時間」を学校現場で週1時間、必ず実施することが優先事項となった。特設された当時は、実際のところ

「道徳の時間」を特別活動（学級活動）や補習の時間に置き換えてしまう場合が多かった。また、道徳授業の指導方法にしても、社会科の授業のように公民として社会認識を深めようとするものから、国語科の授業のように、登場人物の気持ちを共感的に理解しようとするもの、生徒指導のように実際の問題行動を改めるよう説諭するものまで多様であった。

柳沼によると、当時の文部省は、引用にあるような道徳授業の指導法の課題解消に向けて、1960年代から、特に国語科における物語文の指導方法を参考に、読み物資料を用いて登場人物の心情を共感的に理解し、道徳的価値の自覚を促すような指導方法を開発し、全国的に推進していった。この指導方法は、教師が価値観を押しつけることなく、計画的に道徳の内容項目を指導することができる点で重宝された。

その後、道徳の授業指導法をできるだけ簡潔にし、教員としての経験年数に係わらず、誰でも道徳の授業ができて、その指導効果にも著しい差が生じない指導方法が確立されていった。いわゆる「道徳の時間の基本型」であり、現在でも小中学校の教師にとって指導方法のモデルとなっている。ここで留意すべきことは、基礎基本は、その「形」ではなく「型」にあるということであったが、その後長きにわたり、授業をする教師が「型」を学ぶのではなく、見える「形」としての指導法をそのまま取り入れるという状況が続いてしまった。

1 文部省主導による「道徳の時間」の指導法について

筆者は小学校で担任として16年、教務主任、教頭、教育委員会指導主事を経験後、校長として「学校経営は道徳教育経営」という信念の下、学校経営に取り組んできた。特に、道徳教育の要としての道徳授業の指導法研究には、担任として、また、その後立場が変わっても37年以上継続して取り組んでいる。

既に述べた文部省主導による「道徳の時間」の指導法には、筆者も勤務経験10年目までは根気強く取り組んできた。学びのスタートは「真似ぶくま

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか
ねぶ)」であった。10年目に参観者が150名を超えた研究授業を5年担任と
して公開する機会があった。子どもたちが授業終了後、私に話した次の言
葉を今も忘れることはない。

「先生、たくさんの先生たちが僕たちの授業を見ていて、始めはドキド
キしたんだ。でも、授業はいつもの通りできたよ。先生がいつもの授業と
同じように進めてくれたから、すぐに安心してできたんだ。」

つまり、常に変わらない授業展開の方法は、子どもにとっても指導する
教師にとっては「心の安定」につながることで、そして、安心して考え発言
する子どもと、子どもを本時のねらいへと導いていく教師との協働による
授業展開ができるということを確認できたことになる。問題は、次の段階
で「基本型」を「守る」から「破る」ことに取り組めるかどうかであった。

2 「道徳の時間」の指導法の問題点と改善のための議論

しかし、「基本型」による道徳授業は全国的な傾向として、ワンパター
ン化して徐々に硬直化し、画一的でマンネリ的な指導方法となってきた。
特に、心情追求型の道徳授業の特徴である画一主義・徳目主義^(注)・心情
主義は、形骸化しやすく実効性が乏しいため多くの批判が寄せられてきた。
そこで、こうした道徳授業を子どもの生活経験に即した内容とし、問題解
決能力を養い、「生きる力」を育成することが新しい目標とされてきたは
ずであった。しかし、道徳授業では「生きる力」の中でも「豊かな人間性
の育成」に偏向してしまい、道徳的心情を育成とするという名目で、登場
人物の気持ちを追求する授業がいつそう強化され、今日の「変化の激しい
社会」において求められた道徳的な問題を解決する能力を育成すること
には対応できなくなった。^{*2}

以上のような問題点は、「懇談会報告」に記述されている。一部抜粋する。

(注) 学習指導要領に示されている指導内容に基づいて教材を配列し、系統的に道
徳を教えようとするもの

- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、指導方法にばらつきが大きい。
- 授業方法が、単に読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- 児童生徒の発達の段階に即した道徳の時間の指導方法の開発普及が十分でない。
- 道徳の時間の指導が道徳的価値の理解に偏りがちであり、例えば、自分の思いを伝え、相手の思いを酌むためには具体的にどう行動すればよいかという側面に関する教育が十分ではない。

さらに、前述した「結果報告書」から一部抜粋する。

・ P20 3 道徳の時間について感じていること

(2) 実施状況に対する受け止め

(小学校一般校1360校 同研究校634校 中学校一般校1262校 同研究校332校)

- 十分に行われていない

(小学校一般校) 66.2%	(中学校一般校) 74.8%
(小学校研究校) 70.0%	(中学校研究校) 73.2%

(3) 十分に行われていないと考える理由

- 忙しくて他の指導に時間をとられがちである

(小学校一般校) 50.1%	(中学校一般校) 49.8%
(小学校研究校) 52.4%	(中学校研究校) 47.3%

- 指導の仕方が難しい

(小学校一般校) 25.4%	(中学校一般校) 40.0%
(小学校研究校) 26.7%	(中学校研究校) 42.8%

- 授業が形式化するなど魅力が少ない

(小学校一般校) 14.1%	(中学校一般校) 18.7%
(小学校研究校) 15.8%	(中学校研究校) 16.0%

以上の結果から、何よりも「忙しくて他の指導に時間をとられがちである」という選択肢への回答率が大変高いことに注目しなければならない。

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか
これは、指導法改善のための議論以前に、「道徳の時間」が他教科に比べて
ていまだに軽んじられているという厳しい現実を示している。

前述した「懇談会報告」においても、「(2) 道徳教育の現状」で、「他教科
科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられ
ていることもあるのではないか。」と指摘されている。

文部科学省（以下「文科省」）でも従来的心情追求型の道徳授業を改革
する必要があることは十分認識しており、これまでも実際にさまざまな改良・改善を提起してきた。その内容は次のとおりである。

- 1998年6月 中教審答申では、「子どもの心に響く多様な道徳授業」に改良するよう求めている。
- 2002年文科省『心に響き、共に未来を拓く道徳教育(小学校編・中学校編)』を刊行し、指導上の4つのポイントを提示している。まず、子ども一人ひとりの思いを大切にす。次に、子どもが自らの体験を通して道徳的価値の自覚を深められるようにする。^(注) 第三に、悩みや心の揺れを積極的に取り上げ、登場人物に自分の悩みを重ねて考え、子どもが自分の問題を客観的に考えられるようにする。第四に、子どもの直接体験を道徳授業に生かし、道徳的価値の理解を深めるようにする。こうした指導上のポイントは、たしかに漠然と登場人物の気持ちだけを尋ねる授業よりも有効だが、あくまで従来的心情追求型の基にした修正にすぎなかったため、根本的な改善は図られていない。

このように前例を踏襲する傾向の強い文科省が、従来的心情追求型の道徳授業を根本的に改革するために行った画期的な試みこそ、実は『心のノート』であった。1997年神戸連続児童殺傷事件や99年栃木女性教師刺殺事件などで少年犯罪が相次ぎ、「心の教育」が急務となったため、2002年に道徳授業の「補助教材」として作成され全国の小中学校に無償配付されるこ

(注) 「道徳的価値の自覚を深める」とは、人間としてよりよく生きる上で大切なことを基に自分自身を見たときに、現在の自分がどのような状況にあるのかを明確に把握すること

とになった。この『心のノート』は、心理学者の河合隼雄を中心として作成されたことからわかるように、カウンセリングや心理学の理論と技法を多分に採用しており、道徳的問題の原因や理由を尋ねたり、子どもの実体験を踏まえた主体的な判断を促したり、道徳的な行為や習慣に関連づけたりする点で、道徳授業を抜本的に改革し得るものであった。しかし、従来の心情追求型の道徳授業に慣れ親しんだ教師のなかには、『心のノート』を道徳授業で活用できるところが少ないと考えたり、導入や展開後段、終末以外では活用できないと限定的に考えたり、さらには、『心のノート』を活用すること自体に反発したりする者が多く、小中学校の道徳授業への浸透が不十分であった。この『心のノート』を普及させるためには、それに合わせて問題解決型の道徳授業を方法論として確立する必要があったと考える。^{※3}

こうした傾向は、我が国の道徳授業を受けてきた子どもたちにアンケート調査を行うことでも明確になる。特に、ある顕著な傾向が現れる。つまり、道徳授業は小学校低学年でこそ人気があるものの、学年が上がるにつれて低調になり、小学校高学年から中学校にかけては、最も人気のない授業になってしまう。金井肇らが1995年に実施した「道徳授業についてのアンケート調査」にもその実態がよく示されている。小学校高学年や中学校だと、道徳授業が「楽しい」「ためになる」と答える率が10%以下になる。「道徳授業が楽しくない理由」は、どの学年でもトップが「いつも同じような授業だから」であり、続いて「こうすることがよいことだとか、こうしなければいけないということが多いから」や「資料や話がつまらないから」などが続く。

本来、道徳授業は子ども一人ひとりが「自己の生き方」や「人間としての生き方」を見つめ直す機会になるため、非常に重要かつ貴重な時間になるはずである。しかし、実際のところ子どもにとって道徳授業は「楽しくない」「つまらない」「役に立たない」「価値の押しつけ」と受け止められているとしたら、大きな問題であると考えている。

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか

また、現実問題として高度な情報化やグローバル化が進展して社会が急激に変化するのに伴い、子どもの人間関係の希薄化、規範意識の低下、自尊感情や自己肯定感の低下なども問題視されてきた。その上、近年はいじめ問題が深刻化している。特に、2011年の滋賀県大津市の道徳教育推進校で起きた中学2年生のいじめ自殺事件は、道徳教育のあり方の根本的見直し、その中心的な手立てとしての「道徳科」設置という動きを加速させた。^{※4}

Ⅱ 「道徳科」設置に向けての経緯と概要

1 道徳教育の充実と道徳授業の指導方法の大幅改善・改革への動向

(1) 「道徳科」設置に至るまでの提言、報告、答申と考察

平成25年2月26日「教育再生実行会議」は、「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」を行った。ここでは、現在行われている道徳教育の課題を明確にしたうえで、その重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、「道徳の時間」を新たな枠組によって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められるとしている。これは、「いじめ問題への対応」において道徳教育が中心となるということを明確にしている。

本提言における、道徳教育及び「道徳の時間」の指導内容や指導方法が、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあるという指摘は、前述した「結果報告書」や子どもに対する道徳の授業についてのアンケート調査結果からも明確になっている。

筆者が平成4年から継続して取り組んできた勤務校における全クラスでの道徳提案授業、また大学で道徳教育の講義を担当している現在でも他の小中学校で行っている道徳提案授業公開等々を通して感じ取ってきた子どもたちの道徳授業に取り組む意欲や態度等からも、学校や教員による充実度の差を実感することがある。

「懇談会報告」においても、既に明確にした本稿のテーマ（問い）に対する筆者の主張の論証につながる記述を抜き出し、考察を加える。

- 道德教育の目標と道德の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にすることができるよう、学習指導要領を改訂することが求められる。
- 道德の時間においても、内面的な「道德的实践力」を育成することにより、将来の具体的な行為としての「道德的实践」につながるようにすることを明確に意識して取り組むことが重要である。
- 道德の時間は、その特性として、学習指導要領に示された内容に基づき、体系的な指導により道德的価値に関わる知識・技能を学び教養を身に付けるという従来の「教科」と共通する側面と、それらを踏まえて、自ら考え、道德的行為を行うことができるようになるための道德性といういわば人格全体に関わる力の育成を行う側面を有しており、今後、その双方の面から総合的な充実を図ることが課題となっている。
- 学校を取り巻く地域社会はもとより、社会全体としても、大人一人一人が道德教育に向き合い、人間として生きる姿を示すことができるよう、それぞれの立場で取り組んでいくことが求められる。
- 学校、教育委員会はもちろんのこと、児童生徒、保護者、地域社会などを含めたすべての関係者が、道德教育や「道德の時間の目標」を正しく理解し、理念を共有し、その趣旨に沿って日々の教育活動を推進していくことが求められる。

（考察）

現行学習指導要領における全人格的な教育である道德教育を、道德の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うという考え方は、「道德科」設置に当たって根幹となる。

道德教育の要となる「道德科」は教科としての指導が求められることになる。そして、各教科とは横並びではなく、「特別の教科」として位置付けられる。このことは、専門分化していく各教科とそれぞれと密接にかかわりを持ちながら、要としての「道德科」独自の指導を充実させなければならないということを意味している。したがって、「道德科」は、各教科を包み込むスーパー教科として位置づくのである。^{*5}

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか

また、「道徳科」と全教育活動と響き合わせながら、それぞれの道徳的価値を人間としてよりよく生きるという視点からとらえ直し、自分を見つめ、自己の成長を実感するとともに、これからの生き方の課題を確認し、追い求めようとする意欲や態度を育てる。さらには、学校での教育活動だけでなく、学校、家庭、地域での生活全体と響き合わせることで、子どもたちの人生や生活に生きて働く道徳性の育成につながる。

そのためには、「懇談会報告」にあるように、社会全体の大人が道徳教育に向き合い、人間として生きる姿を示すこと、そして、学校や教育委員会をはじめ、児童生徒、保護者、地域住民などを含めたすべての関係者が、道徳教育や「道徳の時間の目標」を正しく理解し、理念を共有し、その趣旨に沿って日々の教育活動を推進していくことが求められる。

「道徳教育の充実に関する懇談会」押谷由夫副座長は「道徳科の新設は、道徳教育全体の充実はもとより、学校教育の構造そのものを、道徳教育を中核にしたものに変えていく切り札」という言葉を用いて提言している。「道徳科の新設」は、道徳教育充実のための、大きなチャンスである。押谷は、「道徳科」のみ充実させようとするのではなく、道徳教育を中核とした学校における教育活動全体の充実を基盤にした「道徳科の充実」であるべきだと主張していると考えられる。

以上、述べてきたことが、小学校学習指導要領総則及び解説道徳編（平成27年7月）で記載されている(中学校も同様)。その中から次の2点について引用し、それぞれ考察を加える。

（記載事項①）

- ・総則（4）学校の道徳教育の全体計画^(注)や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

(注) 学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画

(考察)

現行学習指導要領では、第3章道徳第3の4に記載されていたものを、総則(4)に移動し、「学校の道徳教育の全体計画や道徳教育の諸活動などの情報を積極的に公表」を追加した。

これは、今後の社会において道徳教育が益々重視されることを予測して、社会全体で道徳教育に向き合うために、すべての関係者に学校における道徳教育と道徳の時間の目標を正しく理解してほしいという願いが込められていると考える。

ここで、公表するための前提として次の3点について明確にしておく。

- 校長が、自校の道徳教育の方針を明確にすること。
- 校長が、自校の基本方針や重点目標等々について教職員に十分説明し、納得させる。方針や目標決定の根拠を伝えること、そして、方針や目標に関する具体的な指導内容や方法を例示し、子どもの姿や活動がイメージできるようにしておくこと。
- 校長の方針に基づき、道徳教育推進のために校内体制を整備すること。

(記載事項②)

- ・第3章「特別の教科 道徳」第3(3)児童自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

(考察)

「道徳科」の授業を、子どもの主体的な意志が尊重されたものへと改善していくようにする。授業をする際には、子どもの問題意識が活かされ、子どもが主人公となる主体的な学習の中で、子ども自らが生き方の課題を見つけることができるように配慮することが求められている。^{*6}特に、子ども自身が道徳性を養うことの意義に気づくような教師の授業における意

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか
図的なかわりが必要である。その中心は、子どもの発言に対する教師の
「言葉かけ」となる。そのためには、授業を展開する教師自身が「本時の
ねらいとする道徳的価値」を確実に理解し、個々の子どもに道徳的価値を
心の中に受け入れさせる指導をしなければならない。

平成26年10月21日、中教審は、「道徳に係る教育課程等の改善等につい
て(答申)」を行った。ここでは、特に次の2点を抜粋し、まとめて考察する。

○道徳教育の重要性を踏まえ、その改善を図るために、学校教育法施行規
則において、新たな「特別の教科」という枠組みを設け、道徳の時間を
「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。

○「特別の教科 道徳」(仮称)の目標、内容等については、より体系的・
構造的で「特別の教科 道徳」が、道徳教育の要として効果的に機能す
るものとなるよう見直す。

(考察)

(1) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

現行学習指導要領では、道徳教育の目標である「道徳性の育成」、道徳
の時間の目標である「道徳的実践力の育成」の用語の意味や相互の関係が
わかりにくいということが指摘されていた。特に、相互の関係については、
本審議会においても多くの議論があった。

「道徳性」と「道徳的実践力」の関係については、現行学習指導要領で
説明されているが、小・中学校の教師間では、例えば「道徳性と道徳的実
践力の育成方法は全く異なる」、「道徳の時間には、道徳的習慣や道徳的行
為に関する指導を行ってはならない」などの誤解が生じていた。

金井肇は、著書の中で「道徳的実践力」を次のように説明している。以
下、引用する。^{*7}

「道徳的実践力」は、昭和52年の学習指導要領で目標に加えられた。その意味は、道徳性がどのように実践とかかわるかを説明したものである。したがって、道徳性の機能の一つということになる。道徳性と別に道徳的実践力があるわけではない。道徳的実践力は道徳性の諸様相^(注)をすべて含んだ道徳性の全体を、実践とのかかわりで言えば、道徳的実践力であると説明しているのである。だから、道徳的実践力の内実と道徳性の内実は一致する。/ 従来、道徳的実践力と言えば、とかく道徳的な行為をさせるための内面的資質、ととらえる向きもあったが、それは狭い見方である。道徳性は主体的に価値判断をし、主体的に行動を選ぶ能力であるから、道徳的実践力もまた、主体的な実践力なのである。

筆者は様々な研修の講話や講演、提案授業等の機会を通して、特に「道徳的実践力」についてできるだけ平易な言葉で説明し、共通理解を図ってきた。それは、学習指導要領における「道徳的実践力」という用語の説明^(注)がわかりにくいという指摘が多かったからである。このような状況からも、改正学習指導要領で、道徳教育と「道徳科」の目標を「道徳性の育成」に統一したことは適切だと考えている。「道徳科」設置を、道徳教育とその要となる「道徳科」の充実につなげる大きなチャンスとしなければならない。しかし、用語がわかりにくいからという理由であるなら、その用語の浸透に向けて、できる限りの努力をして説明することが大切だと考え、長年取り組んできたことは間違いではなかったと確信している。

学習指導要領における道徳教育に関する文章や用語の難しさは、今までも指摘されてきた。今次の一部改正では、この点についてもかなり改善されているが、今後も道徳教育独特の文章や用語については、繰り返し丁寧に説明していく必要がある。

(注) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を「道徳性の諸様相」としている。

(注) 道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を選択し、実践できる内面的資質である。

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか

(2) 道徳教育と「道徳科」の目標

道徳教育の目標については、学習指導要領の総則に定められていた現行の規定を整理した上で、最終的には、一人一人が、生きる上で出会う様々な場面において、主体的に判断し、道徳的行為を選択し、実践することができるよう児童生徒の道徳性を育成するものであることをより明確にするとともに、その育成に当たり、特に留意すべき具体的な事項を併せて示すなど理解し共有しやすいものへと改善された。以下、改正学習指導要領から全文を引用する。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

また、本稿のテーマに直結する「児童生徒が豊かに生き、自ら道徳性を育むイメージ」が明確になってきた。以下、本稿のテーマについての筆者の主張を、永田繁雄の論考を基にして、更に明確にしていく。^{※8}

○自己の生き方を考える

道徳教育は、子ども自身の「自己の生き方」を考えられるようにするためのものである。子どもが現在の自己について深く見詰め、現状を受け止め、よりよくなろうとする自己を描き、その実現に向けて努力する。その過程で、子ども自身が生きていく上で大切な道徳的価値（内容項目）一つ一つを心の中に受け入れることで、道徳的価値の自覚を深め、道徳的行為を可能とする人格的特性、つまり自身の「道徳性」を自ら育んでいくことになる。これによって、「道徳科」を要として、教育活動全体で推進する道徳教育を今まで以上に充実させることがより可能となる。この筋道を次のように図示する。



第Ⅱ節で述べた「懇談会報告」及び「中教審答申」では、「将来の具体的な行為としての道徳的实践につながるようにすることを明確に意識して取り組むことが重要であること」、「道徳教育の目標自体が内面的なものに偏って捉えられがちになっている」等々の指摘があった。道徳教育や道徳授業の実効性が問われている。これらの指摘（課題）は、既に述べた「結果報告書」で明確になった「道徳の時間」が、いまだに各教科に比べて軽んじられているという実態を考えれば、当然のことである。しかし、改正された学習指導要領でも、道徳教育は、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目標としている。後述するが、「道徳科」の目標も「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」となり、道徳教育と「道徳科」の目標の表現が統一されている。従前の、道徳教育では道徳性を、道徳の授業では道徳的实践力を育成するという二重構造が解消されたわけである。

「道徳性」は、徐々に、しかも着実に養われることによって、潜在的、持続的な作用を行為や人格に及ぼすものであるだけに、長期的展望と綿密な計画に基づいた丹念な指導がなされ、道徳的实践につなげていくことができるようにすることが求められる。道徳授業の実効性を求める際にも、この考え方を基本にしたい。

道徳性の形成にとって、最も重要なことは、どのようにして子どもの内面に道徳的価値の自覚を深めるかということにある。

○主体的な判断の下に行動する

道徳教育は、子どもの主体的な判断を促すものでなくてはならない。自律的な行為、自立的な生き方を子どもが自ら描き、例えば、学校や学級で、家庭で、地域社会の中で、自分らしい生き方をどのように実現し

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか
ていくのかが問われている。

ここでも、子どもが生きていく上で大切な道徳的価値を、子どもの心に自覚的に受け入れさせる指導が重要である。これを、家庭や地域社会でも学校とできる限り同じ考え方で指導できるように、道徳教育と「道徳科」についての改正の趣旨、それを踏まえた自校の方針や努力点、具体策等々について、学校ができる限り平易な言葉を使って意図的、継続的に発信し続けることが求められる。また、改正学習指導要領でも明示されているように、学校が「道徳科」の授業を積極的に公開することが大切である。

次に、「道徳科」の目標を本稿のテーマと関連づけながら考察する。「道徳科」の目標を改正学習指導要領から引用して次に示す。

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きる基盤となるための道徳性を養うために、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。（ ）は中学校

この文章から、「道徳性を育成する授業」について改めて検討する。目標が「道徳的実践力」から「道徳性の育成」になった今後は、道徳的行為や習慣に関する資質・能力を育成することが原理的に可能になった。しかし、教師が目の前の児童生徒の実態を的確に把握した上で、指導の効果があると判断できたときに、道徳の授業において道徳的行為や習慣に関する指導を行うことが大切だと考える。これまでのように、内面的資質としての道徳的実践力を育てる道徳授業に満足することなく、将来における道徳的実践につながる「道徳科」の授業が求められていると考えるべきである。

柳沼は著書の中で次のように述べている。^{※9}

これまで我が国の道徳授業では、道徳的行為や道徳的習慣に関する指導を行うべきでないという暗黙のルールがあった。そこには、道徳授業では内面的な道徳的实践力までを養い、学校の教育活動全体で行う道徳教育では道徳性を育成すればよいという分業制があったのである。それゆえ、従来の道徳授業は、道徳的習慣や道徳的行為を含まない独特の「道徳的实践力」を育成することが目標であったため、指導に実効性が乏しいのは当然であった。

小中学校における道徳の時間への取組は、過去の経緯に縛られる傾向が強い。「道徳の授業はこうあるべき」という固定的な考え方から離れることが難しい。新しい提案や提言が小中学校の教師間に浸透しにくい。また、「なぜ、この方法なのか」という「根本・本質・原点」を追求しようという姿勢も極めて弱い。

筆者は、小中学校の道徳研修での提案授業公開や講話、様々な団体の研究会における講演等を通して、指導方法には必ず「目的やねらい」があること、何のためにその指導方法を取り入れるのかを授業者自身が明確にすることが重要であることを訴え続けている。

本稿6頁で「結果報告書」の一部を掲載したように、「道徳の時間が十分に行われていないと考える理由」の中で、約16%の小中学校の教師が、「授業の形式化による魅力の少なさ」を指摘している。しかし、「結果報告書」60頁（小学校教師）及び78頁（中学校教師）の設問「道徳の時間の充実に対する考え」における選択肢への回答状況では、「多様な資料活用」、「討論や調べ学習の導入」、「授業における担任以外の人材の参画」、「人間関係の問題を積極的に取り上げるべき」、「他教科等との関連」に多くの教師が高い意識を示している。

これらの結果から、小中学校の教師は道徳の時間についての課題を自覚し、その解決のために必要な手立てについても十分に考えていることが明確になった。「道徳科」実施に向けて期待できる結果である。実践につながらないという課題解決に向けて、まず、各学校が校長のリーダーシップの下、「道徳科」の授業を校内で公開し合い、指導法を学び合い、共有し合うという体制の構築が求められる。

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか

Ⅲ まとめ

「道徳科」が児童・生徒の人生に生きて働く道徳性を育成できるようにするために、本稿18頁では「道徳科」の目標を道徳授業の実効性の観点から「道徳性」の定義に即して考察した。

本稿の「まとめ」にあたり、まず、「道徳科」の目標を本稿のテーマに直接関連づけて考察し、最後に「道徳科」の授業が目指す児童生徒の「資質・能力」の基盤になるものについて言及する。前半は、押谷^{*10}の論、後半は、早川裕隆^{*11}の論を基に考察する。

1 「道徳科の目標」が指し示している「よりよく生きるための基盤となる道徳性育成の過程」

まず、目標は「道徳的諸価値の理解」を深めることを求めている。それは同時に、人間の特質を表すことから、人間理解を深めることになり、それを基にして「自己を見つめる」。道徳の授業では、道徳的価値に照らして自己を見つめることになる。それは、道徳教育の目標にある「人間としての自己の生き方を考える」基本になる。

さらに、「道徳科」では、道徳的諸価値の理解を基に、「物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え」（ ）内は中学校）ることを求めている。これは、道徳教育の目標にある「主体的に判断し行動」するための基本であると考えられる。

以上の3点を押さえて、人間としての自分らしい生き方についての考えを深めていくのが「道徳科」である。そして、道徳性の根幹にある道徳的判断力と道徳的心情と道徳的实践意欲と態度を養っていく。もちろんこれらは一体的にとらえなければならない。道徳的な心情を確かな基盤とした道徳的判断力が求められ、その判断が実践につながるように道徳的实践意欲と態度を高めていく。このようにして育成される道徳性は、日々の生活や教育活動全体と響き合って、更に磨かれ、本稿のテーマの実現につながる。そのために最も重要なことは、道徳の授業を行うすべての教師が、この過程を確実に理解して授業において具現化することである。

道徳性の確実な育成を基盤に、多様な指導法を取り入れた「道徳科」にしなければ実効性、つまり、「道徳科」の授業の効果を高めることにはつながらないわけである。具体的には、本稿のテーマである児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成に持続的に取り組みながら、多様な指導を取り入れることにより、道徳的行為の実践（道徳的実践）が可能になるわけである。

2 「道徳科」の授業が目指す「資質・能力」の基盤

早川は著書の中で、「21世紀型能力」^(注)と関連づけながら述べている。

「21世紀型能力」においては、知識や技能を活用して（基礎力・思考力）、実生活における問題を解決できること（実践力）が重要である。例えばPISA2015における「協働型問題解決能力」（他者と協力して問題解決にあたる力）を身に付け、発揮することが求められている。すなわち、基礎的な能力を駆使し、他者とかわりながら問題を解決するための主体的な学習を行う資質・能力育成のパラダイムが必要であり、道徳授業に関しても、「個人として自立し他者と協働しながら価値を創造する力」を育成することが必要になっている。この過程を、早川は「合意形成能力育成の過程」と言い換えられると考える。しかし、合意形成を、他者の言い分を鵜呑みにすることでも、迎合することでもないとしている。早川は、道徳授業では次のような状況を作ることだと具体的に述べている。

「今まで分かった『つもり』でいだけで、十分には分かっていなかったのだ」と学習の必然性を（問題）を生じさせ、新たな役割を創造し、その役割の吟味、すなわち、学びの振り返りやメタ認知を通じて、自分なりの理解に基づいた価値を創造する（道徳的価値の理解）ことこそが大切なのであり、その新たな役

(注) 国立教育政策研究所によれば、スキルを内容とする「基礎力」と問題解決・発見力・想像力・メタ認知などの「思考力」、人間関係形成力や自律的活動力、社会参画力などの「実践力」の三層構造を日本型資質・能力としての「21世紀型能力」としている。

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか

割の創造の過程で、役割取得能力＝単に相手の側に立つことではなく、「いろいろな立場から吟味した上で、自分の在り方（役割）を関係性から理解し創造する能力」＝の機能を十分に発揮させることが肝要であり、そこに、指導方法の在り方が表れると考えている。

早川は、「道徳科」の授業に取り組むわれわれに対し、決して新しいことを提案しているわけではない。「道徳的価値の自覚」は、道徳の時間の目標の重要な柱となっていた。「道徳科」においても表現は違っても、その考え方は踏襲されている。子どもたちが授業において、より深く確実に「道徳的価値の自覚」ができるような指導方法を工夫しなければならない。

言い換えるならば、個々の子どもたちが、道徳授業におけるテーマについて、より深く確実に「自分自身の問題＝自分事」として考えることができるような道徳科の授業にすることである。そのことによって、道徳授業の実効性の向上につながる。つまり、道徳授業と道徳的行為の実践との距離が縮まるということになる。

3 道徳教育と教師^{*12}

本稿のテーマの実現には、教師が決定的に重要な役割を果たす。道徳教育における「道徳科」の授業は、教師と児童生徒という人格と人格とのぶつかり合いの場でもある。教師もまた人間である。人間として不完全な自己に悩みながらそれを超えようとしている教師が、同じく弱い存在である児童生徒と人格的に対峙していく。そこに、道徳性を育成する道徳教育のやりがいと困難がある。道徳教育は、教師にとっても児童生徒にとって共通の課題である。教師自身の人生観に裏付けられた言動は、児童生徒にとってはそのまま道徳教育の生きた「教材」となる。かつて、天野貞祐は、「徳育の最も純粹な形は人格相互の直接交渉において成立すると言わねばならぬ」とし、「教師自身その行為において道徳的価値を実現することが最上の徳育なのである」^{*13}と述べている。この言葉は、道徳性を育成する道徳教育における教師の役割の重要性を的確に表現している。

また、道徳教育の実践者である教師が忘れてはならないことは、例えば「人を殺してはいけない」「人の物を盗んではいけない」等々の人間として許されない行為は、いかなる事情があっても絶対にしてはいけないということをしっかり教え、導き、守らせることである。筆者は本稿において、「道徳科」設置に向けての中教審答申の内容とそれを踏まえての改正学習指導要領の文言を支持してきた。しかし、小学校改正学習指導要領「第1章総説」2頁にある次の文章については熟考して取り入れる必要がある。実践者である教師の「哲学（人生観）」「児童生徒観」等々が問われている。文章を引用する。^{*14}（小・中学校とも同様の記述）

「特定の価値観を押しつけたり、主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時には対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。

小中学校期にあっては、時代を超えてゆるぎない人間としての不動、不変な生き方にかかわる善なる価値を教え込むことは極めて重要である。人間としての生き方の基礎・基本を身につけた児童生徒が「考え、議論することにより、本稿のテーマの実現が可能になる。教え込むことは、押し付けとは違う。道徳教育が目指す方向の基礎・基本となる土台となるものである。

4 大学における教職科目「道徳教育」の充実について

本稿の最後に、大学の教職科目で「道徳教育の理論と方法」を担当している筆者の立場から提言する。

まず、現行の半期15回で2単位という基準の見直しが必要である。平成

「特別の教科 道徳」は、児童生徒の人生に生きて働く道徳性の育成を可能にするか30年からは小学校、平成31年からは中学校で「道徳科」の完全実施を前に、人間に対する理解を深めるとともに、教員としての指導力を身につけるために、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から講義内容の改善と充実に取り組まなければならないが、現行の半期15回という基準では不可能である。理論面、実践面共に、十分な指導ができていない。道徳教育を専門的に学べるようなカリキュラムの改善と履修単位数の増加が急務である。以上の内容は、「懇談会報告」でも、ほぼ同様の指摘があった。また、大学における道徳教育に係る教育研究組織の改善・充実に向けて積極的に取り組むことが必要である。

以上のような取組を具現化することによっても、本稿のテーマの実現が可能になると考えている。

引用・参考文献

- ※1 柳沼良太（2015）『実効性のある道徳教育一日米比較から見えてくるもの―』教育出版。
- ※2 柳沼良太（2012）『「生きる力」を育む道徳教育―デューイ教育思想の継承と発展―』 p.19. 慶應大学出版会。
- ※3 柳沼 同上書。
- ※4 柳沼 前掲書※1 pp.2-3.
- ※5 押谷由夫 諸富祥彦 柳沼良太 編（2015）『新教科道徳はこうしたら面白い』図書文化 p.10.
- ※6 永田繁雄（2015）No.928「特別の教科 道徳の設置と道徳教育の充実」『初等教育資料』 p.18.
- ※7 金井肇（2003）『こうすれば心が育つ』小学館 pp.79-80.
- ※8 永田繁雄（2015）No.7「理解し共有しやすいものへと改善された道徳教育の目標」 pp.4-5.
『道徳と特別活動』 文溪堂
- ※9 柳沼 前掲書※1 p.9.
- ※10 押谷由夫 諸富祥彦 柳沼良太 編 前掲書 p.12.
- ※11 早川裕隆（2015）『特別の教科 道徳の授業づくりチャレンジ』林泰成監修 明治図書 p.13.

中山 和彦

- ※12 貝塚茂樹（2009）『道徳教育の教科書』 p116.
- ※13 天野貞祐（1971）『道徳の感覚（天野貞祐全集）』 柴田出版会 pp.163-164.
- ※14 野口芳宏（2016）『道徳の「教科化」への提言「実践者としての哲学—真の
実りにために—』
『教師の力』No0.24 日本標準 pp.18-19.

なお、本稿全体をまとめるに当たり、次の3点の文献を参考にした。

- ※文部科学省『小学校学習指導要領解説道徳編』平成20年 東洋館出版社
- ※文部科学省『中学校学習指導要領解説道徳編』平成20年 日本文教出版
- ※文部科学省『初等教育資料 特別の教科道徳の実施に向けて』931号 平成27年
東洋館出版社

（本学教育学部非常勤講師）